

第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び篠栗町人口ビジョン策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び篠栗町人口ビジョン策定業務」に係る委託契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 第3期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び篠栗町人口ビジョン策定業務
- (2) 業務内容 別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 別紙1「仕様書」のとおり

3 予算額

6,017,000円（消費税額等含む）

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

- 令和6年1月5日（金） 公募開始
- 令和6年1月12日（金） 質疑受付締め切り
- 令和6年1月18日（木） 質疑に対する回答（ホームページ）予定
- 令和6年1月25日（木） 企画提案書等の提出締め切り
- 令和6年2月8日（木） プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条に4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 本町から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質疑書（様式1）により、下記アドレス宛に電子メールにて提出すること。

※提出後は必ず電話等でメールを送信した旨を伝えること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期 限 令和6年1月12日（金） 15時まで（必着）

(3) 提 出 先 篠栗町役場 まちづくり課 広報広聴係

送付先メールアドレス：sousei@town.sasaguri.lg.jp

(4) 回答方法 本町公式ホームページにて回答を掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で、次の書類を電子データにて提出すること。

ア 参加申込兼誓約書（様式2）

イ 企画提案書

ウ 価格見積書

エ 参加認定追加書類（※令和4・5年度競争入札参加資格者名簿に登載されていない者のみ）

① 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）

② 国税（法人税及び消費税）、県税（法人事業税）、市町村税に未納の税額がないことの証明書（特定年度の納税証明ではなく、指定した税金について書類提出時において滞納がないことを証する証明書）

オ 実績一覧（様式不問）

カ 会社概要（様式不問）

※その他本町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(2) 提出期限 令和6年1月25日（木） 17時（必着）

(3) 提出方法 電子メールにて提出すること。

※ただし、データ容量が大きい場合は「CD-ROM」にて持参または発送による提出を可とする。

なお、発送の場合は、上記提出期限までに到着したものに限り受け付ける。また、発送の際の事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提 出 先 篠栗町役場 まちづくり課 広報広聴係

送付先メールアドレス：sousei@town.sasaguri.lg.jp

9 企画提案書

企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

10 審査方法

(1) 審査

- ・本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、プロポーザル審査委員会が審査を行う。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書を本町に提出された順番と同じものとする。
- ・提案の評価基準・項目は、技術点と価格点に分けてそれぞれ評価し、審査委員会の合算における最も点数の高い業者を選定する。(別紙2「プロポーザル方式における審査の項目」参照)

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

日 時 令和6年2月 8日(木)(時間等詳細は後日連絡)

開催方法 オンライン(Web会議システム)による提案審査

その他 ・プレゼンテーションは、オンラインにて実施し、本町がホストとなり実施する。

・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うこととし、変更や差し替えは認めない。

11 審査結果

(1) 通知方法 審査を受けたすべての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和6年2月中旬頃

12 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

13 情報公開及び提供

本町は企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例(平成13年条例第23号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

- ・書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。
- ・緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかにその旨を担当課あてに通知すること。(様式は任意)

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 価格見積書の金額が上記「3 予算額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本町が必要と認める場合、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場 まちづくり課 広報広聴係

TEL (092) 947-1204 FAX (092) 947-7977

メール sousei@town.sasaguri.lg.jp